

再評価個表

事業名	広域河川改修事業	事業主体	愛媛県
施設・工区名等	(一) 肱川 (下流) <small>ひじかわ</small>	事業箇所	大洲市菅田 <small>おおずしすげた</small>
事業主旨	<p>一級河川肱川の県管理区間である大洲市^{ゆのき}柚木～宇津間の 10.4km は、無堤状態であり浸水被害が頻発しており、近年では、平成 16 年、17 年の 2 年連続で洪水に見舞われ、農作物および住家等に甚大な被害が発生している。</p> <p>このため、築堤整備により流下能力の向上を図り、洪水時における被害軽減を図り、住民生活及び生産活動の安定を図るものである。</p>		
再評価の実施理由	事業採択後 10 年が経過して継続中		

1. 地域（流域）の概要

<p>肱川は、愛媛県の西南部に位置し、その源を愛媛県西予市の標高 460m の鳥坂峠^{とさか}に発し、小田川、船戸川^{ふなと}など数多くの支川を合わせながら大洲盆地を貫流して伊予灘^{いよなだ}に注いでいる、流域面積 1,210km²、流路延長約 103km の愛媛県一の大河川である。肱川流域は、手のひらのような地形になっており、中流部の大洲盆地に川が集まっていること（洪水が集中しやすい地形）、河床勾配が非常に緩いこと（洪水が流れにくい地形）、大洲盆地から下流は両岸に山が迫り、河口にいくほど平野の広がりがない（洪水が吐けにくい地形）という地域特性を有している。</p> <p>事業対象区間は、洪水被害を受けやすい大洲盆地に位置し、無堤状態にあることから浸水被害が頻発しており、近年では平成 7 年 7 月に梅雨前線の豪雨による被害が発生し、平成 16 年には台風 16 号（8 月）、21 号（9 月）、23 号（10 月）と連続して浸水被害を生じ、特に台風 16 号では甚大な被害を生じている。また、翌年平成 17 年にも台風 14 号による被害が生じており、地元から堤防整備に対する強い要望が出されている。</p>

2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	平成 12 年	完成予定	平成 45 年
用地着手	平成 16 年	工事着手	平成 18 年
全体事業費	12,200 百万円(うち用地費：3,359.3 百万円)		
(1) 事業概要	計画延長 10.4km、築堤 11.2km(114 万 m ³)、樋門・樋管 15 基 県道橋 1 橋、市道橋 2 橋		
(2) 事業経緯	<p>平成 12 年 4 月 広域基幹河川改修事業採択</p> <p>平成 12 年 8 月 公共事業の抜本的見直しに関する与党三党合意により、ダムも含めた肱川の治水事業を見直す必要が生じた。</p> <p>平成 16 年 5 月 国と共同で肱川水系河川整備計画(中下流圏域)を策定し、当事業の計画内容が決定された。</p>		

3. 事業の必要性及び整備効果等

(1) 事業の必要性及び整備効果

・事業の必要性

事業区間には、山添に家屋が連なり、家屋と河川の間には広大な農地があるが、無堤状態のため洪水により、家屋や公民館の浸水、避難所としての国道・県道の不通、農地やビニールハウス等の流出など、甚大な被害が頻発しており、築堤整備により浸水被害の軽減を図る必要がある。

・事業の整備効果

戦後最大の昭和20年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるための堤防整備を行うこととしており、これにより面積325.6ha、家屋1,004戸、農地189.8haの浸水被害が大幅に軽減され、地域住民の安全・安心が確保される。

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

・下流の河川整備の状況

下流の国管理区間では、平成7年の甚大な浸水被害の発生を契機に『激甚災害対策特別緊急事業』により、同洪水に対応した堤防整備が完了しており、現在、整備計画に基づき、目標流量5,000 m³/s（戦後最大洪水と同規模）に対応するための改修事業が進められている。

また、県管理である下流の支川久米川についても、平成16年の浸水被害を契機に『災害復旧助成事業』による改修事業が完了している。

・地域（地元）の協力体制

浸水被害が相次いでいることから、平成11年5月には愛媛県知事に2,208名の陳情書が提出されるとともに、流域の3市町からなる「肱川流域総合整備推進協議会」による要望などの事業推進活動等の協力を得て、円滑な事業実施が図られている。

4. 事業の進捗状況及び進捗の見込み

(うち用地費) H21末投資事業費	(1,059 百万円) [進捗率：31.5 %] (事業費換算) 2,131 百万円 [進捗率：17.5 %] (事業費換算)
(1)未着工又は事業が長期化している理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年度の事業採択直後に、「公共事業の抜本的見直しに関する与党三党合意」が発表され、ダムも含めた肱川の治水事業を見直す必要が生じ、肱川水系の河川整備基本方針および整備計画の検討に時間を要したため、平成 16 年度の計画策定後の事業着手になったこと。 ・堤防整備延長が 11.2km と長く、用地買収や築堤工事に時間が必要なこと。 ・当面、下流に影響を及ぼさないよう「霞堤」による整備を進め、下流の国管理区間の整備完了後に堤防締め切りを行うため、概ね 30 年の整備期間が必要となる。
(2)これまでの整備効果	平成 21 年度末までに、最上流部の約 600m の堤防整備が完了する予定であり、整備済み区間においては、上流からの洪水流による、農地及びビニールハウスの流出被害が解消される。
(3)事業の進捗の見込み	現在、最上流部から堤防整備を進めるとともに、市道橋の架け替えに着手している。地域の協力等により円滑に事業を実施しており、今後においても計画的な事業の実施が期待できる。

5. 事業の投資効果（費用対効果分析）

C：総費用＝9,295 百万円	
・建設費	8,784 百万円
・維持管理費	511 百万円
B：総便益＝16,342 百万円	
・整備期間中の便益	2,383 百万円
・事業完成時から50年間の便益	13,673 百万円
・残存価値	286 百万円
B/C＝16,342 / 9,295	
＝ 1.76	

6. コスト縮減や代替案立案等の可能性

築堤にあたっては、関係機関と連携及び調整を十分に行い、盛土材料に建設発生土を有効に活用しコスト縮減を図る。

7. その他

本箇所における河川改修は、第5次愛媛県長期計画において、県土の保全を図るための総合的な治水対策箇所として位置付けられており、浸水被害の頻発していることから、整備を進め治水効果を発現させる必要がある。

また、河川法に基づいた「河川整備計画」の中に盛り込まれていることから、国が実施している下流域の河川改修事業やダム事業の事業進捗と調整を図りながら計画的に事業を進める必要がある。

8. 対応方針（素案）

本事業を『継続』としたい。